コンプライアンス

基本的な考え方と推進体制

ミネベアグループは、コンプライアンスの実践がCSR推進において欠くことのできない要素であるという認識のもと、コンプライアンスを法令遵守のみならず、企業市民として企業倫理に則した活動ととらえ、企業経営における重要なファクターであると考えています。そのため、当社グループの役員・従業員が適切な行動を選択する際の規範となる「ミネベアグループ行動規範」を定め、公正かつ適正で、透明度の高い経営に努めています。2010年度には、従業員一人一人が高い倫理観のもと事業活動に取り組むことができるよう、より具体的な項目を示した「ミネベアグループ役員・従業員行動指針」を策定しました。

全社一丸となりコンプライアンスを実践するため、当社グループでは、社長執行役員をコンプライアンスの最高責任者とし、直属の組織であるコンプライアンス委員会にて、行動規範の運用、行動規範に対する重大な違反事例発生時の緊急対策の意思決定を行っています。また、コンプライアンス委員会の事務局をCSR推進本部コンプライアンス推進室が担当し、コンプライアンスの社内浸透のための教育・研修の実施や、その他のコンプライアンス推進のための諸施策を実施しています。

コンプライアンス教育

ミネベアグループでは、従業員のコンプライアンスへの理解を深めるため、階層別研修時のコンプライアンス教育を実施しています。2010年度は、新入社員から新任課長職までの各階層の従業員を対象に合計368名の従業員がコンプライアンス教育を受講しました。新入社員に対しては入社後の新入社員研修にて、どのような行為がコンプライアンス上問題になるのか、ケーススタディを用いた分かりやすい研修を実施しています。

新入社員研修の様子

このほか、営業関係の従業員を対象として独占禁止法研修を実施し、151名の従業員が受講しました。

内部通報制度

ミネベアグループでは、「ミネベアグループ行動規範」に違反する行為や、法令違反行為などを未然に防ぐため、従業員一人一人が自らの行動や意思決定が本行動規範に違反するかどうか迷った場合、または本行動規範に違反する疑いのある行為を発見した場合に利用できる相談窓口を社内と社外にそれぞれ設置しています。通報者のプライバシーを厳守するとともに、不利益な扱いを受けることのないよう、適正に対応しています。

輸出入管理の取り組み

ミネベアグループは、国際的な平和と安全の維持の観点から輸出入において物流部門を中心に関税法をはじめとする各種法令を遵守するための手順書・マニュアルを作成し、管理体制を整備しています。2007年度より、優れた貨物管理、コンプライアンス管理などが実施されている事業者として、東京税関より「特例輸入者」と「特定輸出者」の認証を受けています。

今後のコンプライアンス推進について

従業員一人一人がコンプライアンスの意識を持って、事業活動に取り組む企業風土を定着させるために、従業員の意識と知識の充実をより一層深めていく必要があると考えています。今後はグループ全体でのコンプライアンス推進体制の強化、効果的・効率的なコンプライアンス教育活動の実施を課題に、イーラーニングを取り入れた研修、イントラネットでのコンプライアンス・データベースの充実などに継続して取り組んでいきます。

ミネベアグループ行動規範およびミネベアグループ役員・従業員行動指針の詳細は、ミネベアグループホームページ（http://www.minebea.co.jp/company/aboutus/Conduct/declaration/index.html）をご参照ください。